平成２２年（フ）第８４号
北海道北斗市七重浜７丁目９番６―301号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
函館市日吉町３丁目36番10―103号
債務者　畑野　正明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
函館市千代台町32番19号
債務者　四方　克夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
北海道北斗市清水川204番地
債務者　彦野由紀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
岩手県一関市大東町中川字菅ノ沢62番地、前住所岩手県一関市室根町矢越字朴29番地
債務者　及川　裕恵（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３号
岐阜県安八郡輪之内町里1085番地、住民票上の住所岐阜県羽島市上中町一色147番地
債務者　山内　清貴
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
愛知県瀬戸市共栄通５丁目48番地
債務者　川﨑　邦彦
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３号
愛知県海部郡大治町大字花常字出口39番地の１　ブルーム大治Ａ105号
債務者　黄瀬絵利香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２８号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目15番地　みなみ第２コーポ402号
債務者　畑　　秀範
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８０号
大阪市東住吉区矢田１丁目１番３―901号
債務者　北川　智子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９６号
大阪市東住吉区駒川１丁目14番10号　コーポ坂口403号、前住所大阪市阿倍野区播磨町１丁目３番23号
債務者　本多　　猛
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６号
山口県萩市大字山田930番地
債務者　平賀　圀共
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２７号
山口県萩市大字山田930番地
債務者　平賀てるこ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２８号
山口県萩市大字山田930番地
債務者　平賀　覚史
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４７８号
山形市篭田３丁目１番４―105号　ベルゾーネかごた
債務者　佐藤　友明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
山口県美祢市大嶺町東分3377番地　ピアマンション205号
債務者　池田　朝美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９２号
北海道北斗市七重浜３丁目15番９号
債務者　杉山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
群馬県沼田市利根町輪組44番地２　市営住宅輪組団地Ｂ―２号
債務者　片桐亜悠美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係